

# 道立高等学校入学者選抜における改善の基本方針

令和8年(2026年)3月30日  
学校教育局学力向上推進課

## 1 道外からの入学者の受入れの拡大について

### (1) 改善の理由

道立高等学校において道外からの入学者を受け入れることは、本道の魅力を深く知り、将来的に本道を支える人材が追加し、高校を核とした地域創生の実現に加え、本道の生徒にとっても多様な価値観をもった生徒同士の交流を通じた成長が期待でき、道立高校の魅力化にもつながることから、現行の道外からの入学者の受入れに係る制度等を一部改正する。

### (2) 改善の主な内容

令和9年度道立高等学校入学者選抜から、地域の理解を得ながら道外受入れ枠を拡大する実証事業を導入し、道外入学者の受入れ拡大に取り組む道立高校を特例校に指定する。

なお、実証事業の特例校に指定されない高等学校においては、現行の道外からの入学者の受入れに係る制度等により、入学者選抜を実施できるものとする。

## 2 連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜における連携型入学者選抜の対象校の拡大及び連携型推薦入学者選抜の実施要件の変更について

### (1) 改善の理由

ア これまで連携型中高一貫教育を実施してきた中学校が義務教育学校となる場合は、特例として連携型入学者選抜の実施を認めており、義務教育学校と高等学校で連携型中高一貫教育に準ずる教育を実施している学校においては、連携型入学者選抜を行うことができるようにする必要があることから、現行の連携型入学者選抜の対象校に係る制度等を一部改正する。

イ 現在、連携型推薦入学者選抜は、当該年度の5月1日時点の連携中学校等の第3学年の在籍者数が、連携型入学者選抜の募集人員を下回っている場合に限り、実施することができることとなっている。このことにより、実際の出願者数は募集人員を下回る見込みであっても推薦入学者選抜を行うことができず、道外入学者を受け入れている学校においては、道外からの出願を受け付けることができなくなることから、連携中学校等の生徒の進路動向を踏まえて、連携型推薦入学者選抜の実施の可否を判断できるように改善する。

### (2) 改善の主な内容

ア 令和10年度道立高等学校入学者選抜から、義務教育学校と高等学校で連携型中高一

貫教育に準ずる教育を実施しており、連携型入学者選抜の実施を希望する高等学校は、これまでの実施の有無にかかわらず、道教委と協議の上、連携型入学者選抜を実施できることとする。

イ 令和9年度道立高等学校入学者選抜から、当該年度の5月1日時点の連携中学校等の第3学年の在籍者数が、連携型入学者選抜の募集人員を上回っている場合であっても、連携中学校等の生徒の進路動向によっては、道教委と協議の上、連携型推薦入学者選抜を実施できることとする。

### 3 入学者選抜事務手続の見直しについて

#### (1) 改善の理由

ア 令和8年度道立高等学校入学者選抜の実施要項において、「個人調査書の内容のうち『出欠の記録』については、選抜の資料として使用しないものとする」ことを明記したことから、個人調査書には真に選抜に必要な事項のみを記載すべきとの観点を踏まえ、個人調査書の様式を一部改正する。

イ 入学者選抜事務手続等について、中学校及び高等学校における業務の効率化を進める必要があることから、現行の手続の内容を点検し、整理する。

#### (2) 改善の主な内容

ア 令和10年度道立高等学校入学者選抜から、個人調査書の「出欠の記録」の欄を削除することとする。

イ 道立高等学校入学者選抜実施要項における入学者選抜事務の手続等について、見直す。